

学校法人京都薬科大学 一般事業主行動計画

学校法人京都薬科大学の職員が、仕事と子育ての両立を図るため、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、下記のとおり一般事業主行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 2020年4月1日から2023年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 : 小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

2020年7月～ 短時間勤務制度に係る職員のニーズを把握し、検討を開始する。

2021年4月～ 新制度を導入する。

・ 学内WEB掲示板等により職員への周知を行う。

目標2 : 育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

女性職員・・・計画期間中に取得率を80%以上にする。

<対策>

2020年7月～ 男性職員も育児休業を取得できることについて理解を深めるため制度の詳細について、学内WEB掲示板等により周知を行う。
また、他の説明会等を利用して周知を行う。

目標3 : ノー残業デーを設定し時間外労働時間を減らす

<対策>

2020年10月～ 各部署の時間外労働の現状を把握する。
学内一斉ノー残業デーを実施するに当たり各部署の問題点を抽出する。
ノー残業デーの設定を行い、学内WEB掲示板等により周知を行う。

以上